

みんなで支え合う

国民健康保険



社会保険への被扶養者認定 手続きをおすすめします

現在、国保に加入されている方で、世帯の中に勤務先の社会保険に加入中の方がいる場合、次の基準に該当すると、勤務先の社会保険に被扶養者として加入できることがあります。該当する方には、被扶養者認定の手続きをおすすめします。

ただし、勤務先の社会保険によっては扶養の認定基準が異なる場合もありますので、あらかじめ勤務先での確認をお願いします。

社会保険等の被扶養者と認定される基準は

- ・主として社会保険に加入されている方の収入により生計を維持されている親族
- ・60歳未満の方は年間収入が130万円未満であること
- ・60歳以上の方、もしくは厚生年金保険法による障害年金等の受給をされている場合は年間収入180万円未満であること



- ・社会保険に加入されている方の年間収入の2分の1未満であること
- ※年金・失業等給付も年間収入の対象となります。

社会保険等の扶養になった時の利点は

国保は被保険者の人数によって保険料が増減しますが、社会保険は新たに被扶養者が増えてもこれまでの保険料が増えることはありません。

社会保険等の被扶養者に認定されたり

- ・国保の喪失手続きが必要になります。
 - ・新しく被扶養者と認定された健康保険証
 - ・国民健康保険証
 - ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- をご持参のうえ、役場住民課保険年金担当へ届け出てください。

◆問い合わせ先・届け出先

住民課 保険年金担当

☎ 0577-6571

国民年金

からのお知らせ

一部免除の承認を受けられた方へ 保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることとなります。未納期間になると、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があると障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

納付期限から2年が経過すると時効により納めることができませので、ご注意ください。

納付書がお手元にない方は、草津年金事務所にご確認ください。

一部免除	保険料額 (平成 25 年度)
3/4 免除 (1/4 納付)	月額 3,760 円
半額免除 (半額納付)	月額 7,520 円
1/4 免除 (3/4 納付)	月額 11,280 円



◆問い合わせ先

草津年金事務所 国民年金課 ☎ 077-567-2220
住民課 保険年金担当 ☎ 6571